

# 川辺町都市公園条例の一部を改正する条例（案）の概要について

## 1 改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（第2次一括法）による都市公園法の一部改正により、これまで国が一律に定めていた「都市公園の設置（配置・規模）基準」及び「公園施設の設置基準（建築物の許容建築面積基準）」について、政令（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号））を参酌して、条例で定めることとなりました。

## 2 政令を参酌する基準

- ① 町の区域内及び市街地区域内（用途地域内）における住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準（都市公園法施行令第1条の2）

区 分	現 行 基 準
町の区域内 (都市計画区域内)	10 m <sup>2</sup> 以上
市街地区域内 (用途地域内)	5 m <sup>2</sup> 以上

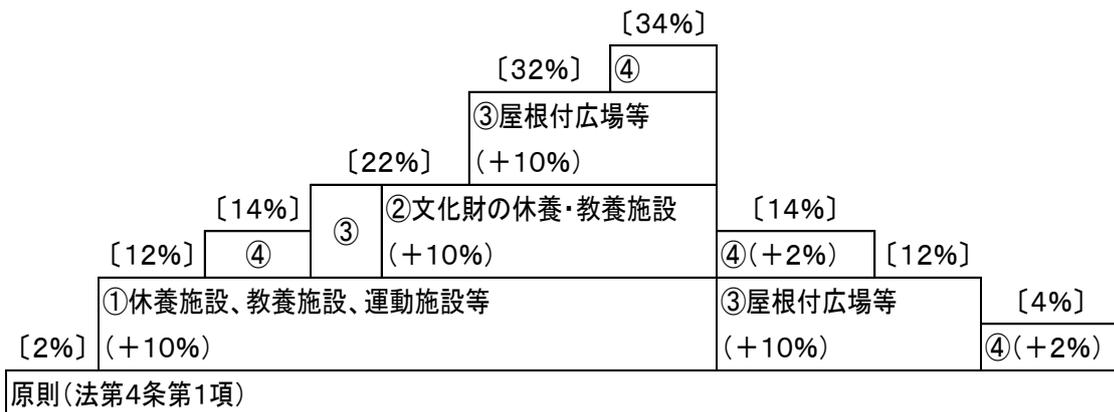
- ② 都市公園の配置及び規模の基準（都市公園法施行令第2条）

都市公園の種類	配置	規模
街区公園	街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置	0.25 ha
近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置	2 ha
地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置	4 ha
総合公園	主として町の区域内に居住する者が容易に利用することができるよう配置	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができる面積
運動公園		
広域公園		
緩衝緑地帯等	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める	

③ 公園施設の設置基準（都市公園法第4条・都市公園法施行令第6条）

建築できる公園施設の建ぺい率	特例として超えることの認められる建築物・建ぺい率	
	建築物	建ぺい率の加算
2%	① 休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設、都道府県立自然公園の公園施設	+ 10%
	② 休養施設又は教養施設のうち、一定の文化財、景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物として指定又は登録された建築物	+ 20%
	③ 屋根付き広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物	+ 10%
	④ 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物で、上記に規定する建築物を除く。）	+ 2%

①と②を併用した場合は+20%



3 川辺町都市公園条例の改正内容

(1) 都市公園の設置（配置・規模）基準・・・国の基準のとおり条例化

現行の設置基準は、都市公園の多様な機能を発揮する上で必要かつ十分なものであることから、政令の基準どおり、条例に規定します。

(2) 公園施設の許容建築面積基準・・・国の基準のとおり条例化（岐阜県に同じ）

現行の建築面積の割合の基準は、都市公園の多様な機能を発揮する上で必要かつ十分なものであることから、政令の基準どおり、条例に規定します。

4 施行日

平成25年4月1日（予定）

川辺町都市公園条例（案）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)に定めるところによる。</p> <p>(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)</p> <p>第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。</p> <p>(2) 町が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて町における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</p> <p>ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。</p> <p>イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。</p> <p>ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)に定めるところによる。</p>

エ 主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(3) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号アからエまでに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第2条の3 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

2 令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公

園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

## 川辺町都市公園条例の一部を改正する条例(案)

川辺町都市公園条例(平成5年川辺町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)」を「都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 町の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(2) 町が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて町における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(3) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号アからエまでに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第2条の3 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公

園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

- 2 令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。